

平成24年度介護報酬改定の概要

： 介護報酬改定率 1.2%
（うち、在宅 1.0% 施設 0.2%）

： 改定の基本的視点

地域包括ケアシステムの基盤強化
医療と介護の役割分担・連携強化
認知症にふさわしいサービスの提供

（全体的に在宅介護関係に重点が置かれた改正と見受けられます。）

： 各サービスの報酬・基準見直しの内容

※ 介護職員の処遇改善に関する見直し

介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するため、例外的かつ経過的な取り扱いとして、平成27年3月31日までの間、介護職員処遇改善加算を創設された。

認知症対応型共同生活介護 加算率 3.9%

※ 地域区分の見直し（国家公務員の地域手当に準じ7区分に）

介護報酬1単位あたりの単価上乘せ分、逗子市は甲地から5級地に区分されましたが、上乘せ率 10.27で変更ありません。

※ 加算について（資料）

「櫻」が申請可能な加算は、初期加算 30単位/日及びサービス提供体制強化加算（Ⅰ）500単位/月（Ⅱ）350単位/月（Ⅲ）350単位/月で現行より（Ⅰ）は140単位（Ⅱ）及び（Ⅲ）は170単位の増となりました。

※ 認知症対応型共同生活介護費

認知症対応型共同生活介護については、利用者の平均要介護度の高まりへの対応を強化する観点から、フラット型となっている現行の要介護度別の基本報酬体系を見直すとともに、ユニット数別の報酬設定による適正化を図ると言うことですが、現行から比較すると1ユニットの場合、介護度1～5で△37単位、2ユニットの場合△103となり、運営上は1ユニット、利用者は自己負担が少ない2ユニットの施設となります。

※ その他

見取りの対応強化、夜間の安全確保の強化、在宅支援機能の強化等の加算が見直されましたが、「櫻」にとっては受け入れ難い制度ばかりである。